

多目的グラウンド・少年サッカー場・陸上レーンの利用規定 (2026年度)

上記施設について下記の通り定めていますので、ご理解、ご協力ください。

大会利用の場合、会場責任者は主催者や関係者、参加者に周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。

1. 多目的グラウンド・少年サッカー場のお申込み方法について

1) 守山市民の方は**利用予定日が属する月の3ヶ月前の月の1日～10日に抽選申込み、2ヶ月前の月の1日から空施設の申請が可能**です。(守山市外の方は1ヶ月前より空施設の受付開始)

2) 予約申請は守山市の公共施設予約システムのインターネットによる利用者登録後の予約受付となります。

【利用者登録】

公共施設予約システムにアクセス→登録に必要な情報の入力(仮登録)→窓口で本人確認→IDの発行→パスワードの設定→登録完了(本登録) ※一度利用登録すると以降も使用できます。

【予約の方法】

公共施設予約システムにアクセス→IDとパスワードでログイン→予約の入力→窓口またはオンライン決済にて料金支払い(予約後1週間以内)→予約の確定 ※使用料のお支払いは予約後1週間以内です。お支払い期限を過ぎると自動的に取り消しされますのでご注意ください。また、予約された時点で(取り消された場合であっても)使用料はお支払いいただきます。

【3か月前の月初受付】

毎月1日～10日の間にオンラインで申込み(重複の場合は抽選)→毎月20日頃に抽選結果発表(休園日の場合は前日)→27日(休園日の場合は前日)までにお支払い→予約完了

【1週間以内の申込】

公共施設予約システムで、1週間以内の利用予約申請を行った場合、利用開始時刻までに窓口(業務時間内に限る)にて使用料をお支払いいただければ、ご利用いただくことが可能です。ただし、午前9時までの利用については、前日までに使用料をお支払いください。

【利用日当日の申込】

利用日当日の利用申込はできません。

【来場されない場合】

利用開始時刻を30分過ぎた時点で、連絡なく来場されていない場合、予約を取り消し、一般開放(自由利用)します。予約を取り消した場合であっても、使用料はお支払いいただきます。

3) オンライン申請の受付時間は24時間可能です。

※オンラインでは利用日の2日前(休園日除く)以降の予約はできません。(利用日前日の予約は直接窓口にお越しください)

※来館して予約も可能ですが施設の専用端末からの予約となります。(窓口での予約は午前9時～午後5時のみ可能です)

※書面、電話、ファックス等による利用申し込みはできません。(仮予約も不可)

4) 予約後は**お客様側のご都合での取り消し(キャンセル)、日程変更および時間変更はできません。**

但し、荒天時および気象警報発令等ならびに施設側の問題により施設が利用できない場合は還付(返金)請求ができます。

この場合、**還付請求は利用予定日から1ヶ月以内に手続きしてください。(例：4月1日分の還付手続きは4月30日まで)**

(注) 1ヶ月を過ぎますと変更、還付ともできません。手続きには申請書の控え(領収書)が必要です。

5) 未成年者(18歳未満)のみでの利用許可は昼夜問わず安全管理上できません。必ず、保護者または成人同伴でご利用ください。

6) スポーツを目的とするもの以外での施設利用は原則許可できませんが、管理者までお問い合わせください。

7) 名義貸し申請および又貸し利用は固くお断りいたします。

8) 予約受付後であっても、災害など、市の都合により、予約を取り消す場合があります。

2. 多目的グラウンド・少年サッカー場の料金区分について

1) **利用者全体の半数以上が湖南圏域(守山・草津・野洲・栗東)の在住者であれば市内料金、それ以外は市外料金となります。**

※練習試合等で対戦相手が湖南圏域外のチームの場合は市外料金となります。

2) 申請者が湖南圏域外の場合は市外料金となります。

3) 湖南圏域内の事業所が主催であっても、利用者全体の半数以上が湖南圏域外事業所勤務者であれば市外料金となります。

4) 施設利用終了後に利用者全員の名簿の提出がなければ、市外料金となり追加料金を徴収します。

3. 各施設の利用について

(1) 多目的グラウンド・少年サッカー場・陸上レーン共通

- 1) 施設利用可能時間は午前6時00分から午後5時まで(ただし、3月、4月 および 9月は午後6時まで、5月～8月は午後7時まで)
- 2) 休園日
ア 月曜日(その日が休日に当たるときを除く。)
イ 休日の翌日(その日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日)
ウ 前2号にかかわらず、12月29日から翌年1月3日までの日
- 3) 施設、備品等は大切に取り扱いしてください。利用中に生じた建物、設備、備品等の損傷または紛失については管理者に報告してください。(損害については賠償していただきます。)
- 4) 許可を受けていない備品の使用や申請していない場所への立入りは固くお断りします。
- 5) グラウンドおよび陸上レーンにおいて、競技に必要なスパイクシューズを履く場合、各施設外(園路など)に出る場合は、スパイクのない履物に履き替えてください。
- 6) グラウンド、陸上レーン内への自転車、バイク、自動車等の進入は固くお断りいたします。
- 7) 場内外を問わず、ご利用中の飛球や衝突による物損や人身事故につきまして施設側は一切その責を負いません。特に、飛球が場外に飛んだ場合は、多額の損害賠償が必要となる場合がありますので、主催者または利用者側で事前の保険加入をお願いします。

(2) 多目的グラウンド・少年サッカー場共通

【利用方法(予約して利用する場合〈占用利用〉)】

- 1) 利用当日、公園管理事務所にて鍵と利用者名簿を受け取って利用後に返却、提出してください。(早朝利用の場合は指定の場所で受け取り)
利用終了時に次の利用者がいない場合はフェンス扉をすべて施錠したうえで鍵を公園管理事務所までご返却ください。
- 2) ご利用時は扉を必ず閉めてご利用ください。
【利用上の注意点(予約して利用する場合〈占用利用〉)】
- 3) 申請された利用時間を必ず、お守りください。注) 利用時間には準備、撤収、清掃、整備、後始末の時間を含みます。
- 4) 利用当日のグラウンドコンディションが不良と施設側が判断した場合、当日の天候状態にかかわらず、利用をお断りすることがあります。
- 5) 利用終了時刻の10分前には利用をやめて整備(トンボ、ブラシ掛け)及び用具の整理整頓をして管理者の点検を受けてください。
- 6) ラインパウダー(石灰)を使用される場合はライン専用品以外の使用はお断りいたします。注) ラインパウダーは利用者でご準備ください。
- 7) 交流拠点施設(プールのある施設)へ土で汚れた靴や服装で入らないでください。(トイレは屋外公衆便所をご利用ください)
- 8) サッカーゴール利用後は必ず、元の場所(ゴール置き場)にご返却ください。
- 9) グラウンドゴルフなどでの多目的グラウンド周囲土手のご利用は危険ですので固くお断りいたします。
- 10) 試合の応援については近隣住民の迷惑にならないようご理解とご協力をお願いします。(鳴り物禁止)
試合の途中であっても職員から応援方法について指示があった場合はその指示に従っていただきます。

【自由利用について】

- 11) 前日までに予約が無い場合や、予約した利用開始時刻を30分過ぎた時点で連絡なく来場されていないことから予約を取り消した場合、自由利用として開放し、個人での利用を可とします。
- 12) 自由利用は、お互いに安全に配慮し、譲り合ってご利用いただくことを前提としており、団体での試合、練習のような広範囲の利用、硬式野球、硬式球の利用など他の利用者に危険が及ぶスポーツは不可。
- 13) 自由利用で可能なスポーツ(例) 少人数でのキャッチボール、専用ネットに向かったのティーバッティング、サッカーのパス練習、モルック(貸出あり)
- 14) 自由利用をしようとする人は、事前に、公園管理棟で受付をしてください。人数、利用目的によっては、お使いいただけない場合があります。

(3) 多目的グラウンド

- 1) 利用種目

- ・学童野球（軟式・小学6年生まで）
- ・軟式野球の練習（注：条件に同意いただいた団体のみ利用可。長打の練習や試合はできません。）
- ・ソフトボール
- ・サッカー（少年用1面）（大人による使用も可能）
- ・グラウンドゴルフ
- ・モルック

※上記以外の種目で利用をご希望される場合はご相談ください。

2) 軟式野球での利用について

原則、学童野球（軟式・小学校6年生まで）の利用のみとします。

中学生以上の軟式野球は条件にご納得いただき、ご署名いただいた団体のみ利用可。

主な条件 練習のみ。練習試合を含む試合は不可。長打の打撃練習は行わない（さく越え禁止）。

さく越えした場合は、管理者に報告し、被害があった場合には、利用団体または代表者が、被害者への補償を行うこと。

条件に違反した場合は今後の利用をお断りすることがあります。

3) 硬式野球での利用および硬式球の利用はできません。

(4) 少年サッカー場

1) 利用種目

- ・サッカー（少年用1面）（注：中学生以上は、条件に同意いただいた団体のみ利用可）
- ・フットサル（2面）（注：中学生以上は、条件に同意いただいた団体のみ利用可）
- ・グラウンドゴルフ
- ・モルック

※上記以外の種目で利用をご希望される場合はご相談ください。

2) 少年サッカー以外でのご利用について

多目的グラウンドで学童野球やソフトボールの大会等を行う場合に、練習場所が必要な場合は『少年サッカー場』を予約し、利用していただくことができます（有料）。ただし、少年サッカー場では、打撃を含む練習はできません。

3) サッカー、フットサル等での利用について

少年サッカー用として整備したものであることから、中学生以上のサッカー、フットサル等については、条件にご納得いただき、ご署名いただいた団体のみ利用可。

主な条件

中学生以上が使う場合は、フェンスを越えるプレー（クリアなど）は禁止

万一、フェンスを越えた場合は、管理者に報告し、被害があった場合には、利用団体または代表者が、被害者への補償を行うこと。

条件に違反した場合は今後の利用をお断りすることがあります。

(5) 陸上レーン

1) 利用種目

- ・短距離走（100メートルまで）
- ・走り幅跳び
- ・3段跳び

※上記以外の種目で利用をご希望される場合はご相談ください。

2) 原則、占用利用はできません。譲り合ってご使用ください。

3) レーンに立ち入る際には運動靴または、陸上用スパイクシューズの着用をお願いします。それ以外の履物による立ち入りはご遠慮ください。陸上用スパイクシューズは、平行ピン7mm以下を使用してください。ニードルピン等の鋭利に尖ったピンの使用は禁止です。

4) ジャージなど、運動にふさわしい服装で利用してください。

5) 小学生以下の利用にあたっては、保護者または指導者が同伴し、ルールを守って利用してください。

6) 市の事業などで、一部または全部が利用できない場合があります。予めご了承ください。

7) 100メートルレーンの進行方向は一方通行で、●番レーンは、スタート位置へ戻るためのレーンとします。逆走は危険ですのでおやめください。スタート位置に戻る際には必ず●番レーンを通り、カラー舗装された園路を、スパイクシューズで歩かないようにしてください。

- 8) 途中からレーンに入ったり走行中にレーンを変更する行為、レーンの横断は、衝突事故防止の観点からおやめください。
- 9) 車いすでの立入は、陸上競技に使用可能な車いすに限ります。
- 10) 走り幅跳びおよび三段跳びレーンの利用にあたっては、砂場の状態を確認し、ご自身で安全を確認したうえで利用してください。
一度跳躍したら、砂場を整地し、次の人に譲ってください。
利用後は、砂場に保護シートをかけ、シートが飛ばないように重りを置いてください。
- 11) テーピング、ガムテープ等、粘着テープの使用は禁止します。
- 12) メジャー（スケール）、ストップウォッチ、ピストル等は各自でご用意ください。
なお、ピストルについては電子ピストルのみとし、なるべく低い音量でご利用ください。
- 13) スターティングブロックの利用を希望される場合は、公園管理事務所にお声掛けください。

4. 飲食・喫煙・ごみについて

- 1) 各運動施設のコート内での飲食は、できません。（運動中の水分補給のための飲み物は可）
- 2) 環境学習都市宣言記念公園の敷地内は禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
- 3) 施設内へのアルコール類の持ち込みやアルコール類を飲まれての利用は安全上、固くお断りします。
※飲酒行為が発見された場合は、利用の途中でも利用をお断りいたします。
- 4) 発生したごみは持ち帰ってください。

5. 共有施設について

- 1) 公園内通路や道路、駐車場内でのウォーミングアップや練習は危険ですので、禁止いたします。
ウォーミングアップグラウンドでは、キャッチボールなど、他の来園者に危険が及ぶ可能性のある運動はできません。
例) 多目的グラウンドで学童野球の大会を行う場合に練習場所が必要な場合は『少年サッカー場』を申請してご利用ください（有料）。注) 少年サッカー場では、打撃を含む練習はできません。

6. 駐車場について

- 1) 駐車場は西エリアの駐車場をご利用ください。（120台・無料）
バスの駐車場所は、事前に管理者に相談し、指示に従ってください。
- 2) 駐車場内外でのトラブル、事故等につきまして管理者側は一切その責任を負いません。
- 3) 大規模な大会の場合や管理者側が必要と判断した場合は主催者側から駐車場係を配置して頂きます。
（目安として参加者、来場者数のうち大人100名につき1名配置をお願いしています）
- 4) 各駐車場は他の利用者との共有施設ですので占有、確保はできません。
- 5) 満車時に周辺道路、通路への駐車はご遠慮ください。
- 6) 近隣住民の迷惑になりますのでエンジンは必ず、停止して駐車してください。（待機バス含む）
特に早朝、夜間は近隣住民の迷惑にならないよう騒音にご注意ください。

7. その他

- 1) 持ち込まれたゴミ類は主催者（利用者）が責任をもって全てお持ち帰りください。
- 2) 消耗品は利用者でご準備ください。（ハサミ、セロテープ等の文具類、けが等に必要な救急薬品等）
- 3) 外部からの電話が主催者へあった場合の連絡先（会場責任者）を事前にご報告ください。一般の呼び出し等の電話連絡は緊急時以外取り次ぎできませんのでご了承ください。
- 4) 貴重品は各自で保管していただくようお願いいたします。紛失、盗難についての責任は一切、管理者側は負いません。
- 5) 施設内に許可なく貼り紙、表示、ポスター等の掲示は禁止します。
- 6) 利用状況において施設側が営利目的行為と判断した場合は、利用の途中または申請後であっても利用をお断りすることがあります。
- 7) 各施設内での火気の使用は固くお断りいたします。
- 8) 利用にあたって管理者から指示がある場合、その指示に従ってください。
指示事項や利用規定事項が守っていただけない場合は、大会の途中でも利用をお断りいたします。

※その他不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ（令和8年3月31日まで）
524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園 1-1
守山市環境生活部ごみ減量推進課
電話 077-584-4692 ・ FAX077-584-4818
窓口業務時間：午前9時～午後4時45分まで（平日のみ）

●お問い合わせ（令和8年4月1日以降）（予定）
524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園 1-1
環境学習都市宣言記念公園管理棟
電話・FAX 未定
窓口業務時間：午前9時～午後5時まで（休館日を除く）
（ただし、3月、4月 および 9月は午後6時まで、
5月～8月は午後7時まで。窓口での予約は午後5時まで）
休館日：月曜日（祝日除く）、祝日の次の平日および年末年始